



情報ステーション

水無月号

2015 JUNE by T's office



平成 27 年度税制改正法案が 3 月 31 日国会で可決成立しました。

改正法のポイント解説第 3 回。今回は マイナンバー制度 と NISA です。



マイナンバー

社会保障・税番号制度

1. マイナンバー制度

平成 27 年 10 月 5 日 (月) より、市町村から住民票記載の住所に通知カードが送付されます。この通知カードは、紙製で、氏名・住所・生年月日・性別 (基本 4 情報) とマイナンバー (12 ケタの数字) が記載されています。

IC チップが内蔵され表面に顔写真が掲載される個人番号カードは、この通知カードと引き換えに 28 年 1 月以降発行されます。

マイナンバーが最初に必要となるのは、今年の年末調整です。

それまでに、社長さん以下役員さんはもちろん、社員さん (パートさんも含む) 及びそれぞれの配偶者控除の対象となる方や扶養家族となる方全員のマイナンバーを、会社・事業主さんは収集しなければなりません。



まずは、その旨を社員全員に伝える必要がありますので、今から朝礼や会合の際に周知徹底をお願いいたします。

住民票と現住所地が違う場合は通知カードが受け取れない可能性がありますので、今のうちに住民票の移動手続きをお願いします。

市町村から届いた通知カードは失くさないよう注意が必要です。

2. NISA (非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得の非課税措置)

- ① 現行の NISA について、年間の投資上限額 (現行 100 万円) を、平成 28 年から 120 万円 (累積 600 万円) に引き上げます。
- ② 若年層への投資のすその拡大などの観点から、ジュニア NISA を創設します。

《ジュニア NISA の概要》

非課税対象：20 歳未満の人が開設するジュニア NISA
口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益

年間投資上限：80 万円

非課税投資額：最大 400 万円 (80 万円 × 5 年間)

口座開設期間：平成 28 年から平成 35 年までの 8 年間

非課税期間：最長 5 年間

運用管理：親権者などの代理又は同意の下で投資、18 歳になるまで原則として払出し不可

